

別紙1 遵守すべき関連法令及び基準類

1. 本事業の実施において遵守すべき関連法令

- ・ 都市公園法
- ・ 都市計画法
- ・ 建築基準法
- ・ 消防法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
- ・ 下水道法
- ・ 水道法
- ・ 電気事業法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 建築士法
- ・ 建設業法
- ・ 労働基準法
- ・ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 製造物責任法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- ・ 食品衛生法
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・ エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- ・ 茨城県 ひとにやさしいまちづくり条例
- ・ 茨城県 屋外広告物条例
- ・ ひたちなか市 まちづくり基本条例
- ・ ひたちなか市 都市景観ガイドライン
- ・ 常陸海浜公園における行為の禁止等に関する取扱要領
- ・ その他本事業の実施において順守すべき関係法令、関係する地方公共団体の定める条例等

※（）内は、通称及び略称。

2. 本事業の実施において遵守すべき基準・告示

- ・ 遊戯施設の事故防止について（平成 2 年 4 月 25 日付建設省住指発第 176 号）
- ・ 運行施設初期点検要領、遊戯施設の事故等対策訓練に関する指針（平成 3 年 3 月 11 日付建設省住指発第 76 号）
- ・ 「遊戯施設の維持保全計画書及び遊戯施設の運行管理規程作成の手引き」の周知による遊戯施設の安全対策の徹底について（平成 12 年 12 月 26 日付建設省住指発第 932 号）
- ・ 遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検の項目、事項、方法並びに検査表を定める件について（平成 20 年国土交通省告示第 284 号）
- ・ 遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件（平成 29 年国土交通省告示第 247 号）
- ・ JIS A 1701:2006 遊戯施設の検査標準

3. 本事業の実施において遵守すべき基準書・マニュアル等

- ・ 昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書 平成 24 年改正告示対応版（平成 25 年 6 月 21 日一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 編集・発行）
- ・ 2010 年版 建築基準法及び同法関連法令 遊戯施設技術基準の解説（平成 22 年 7 月 1 日 遊戯施設技術基準の解説編集委員会 編集、一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 発行）
- ・ 「遊戯施設の維持保全計画書」及び「遊戯施設の運行管理規程」の作成手引き（平成 12 年 12 月 31 日 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 発行）

※項目 2. 及び項目 3. に示す適用する基準・告示及び基準書・マニュアル等が事業期間中に新たに規定された場合や改定された場合は、法令に基づくものはその規定に従うものとし、法的拘束力のないものは対応等について協議を行うものとする。

※項目 2 の基準・告示に該当しない遊戯施設についても、遊戯施設として基準・マニュアル等を準拠すること。

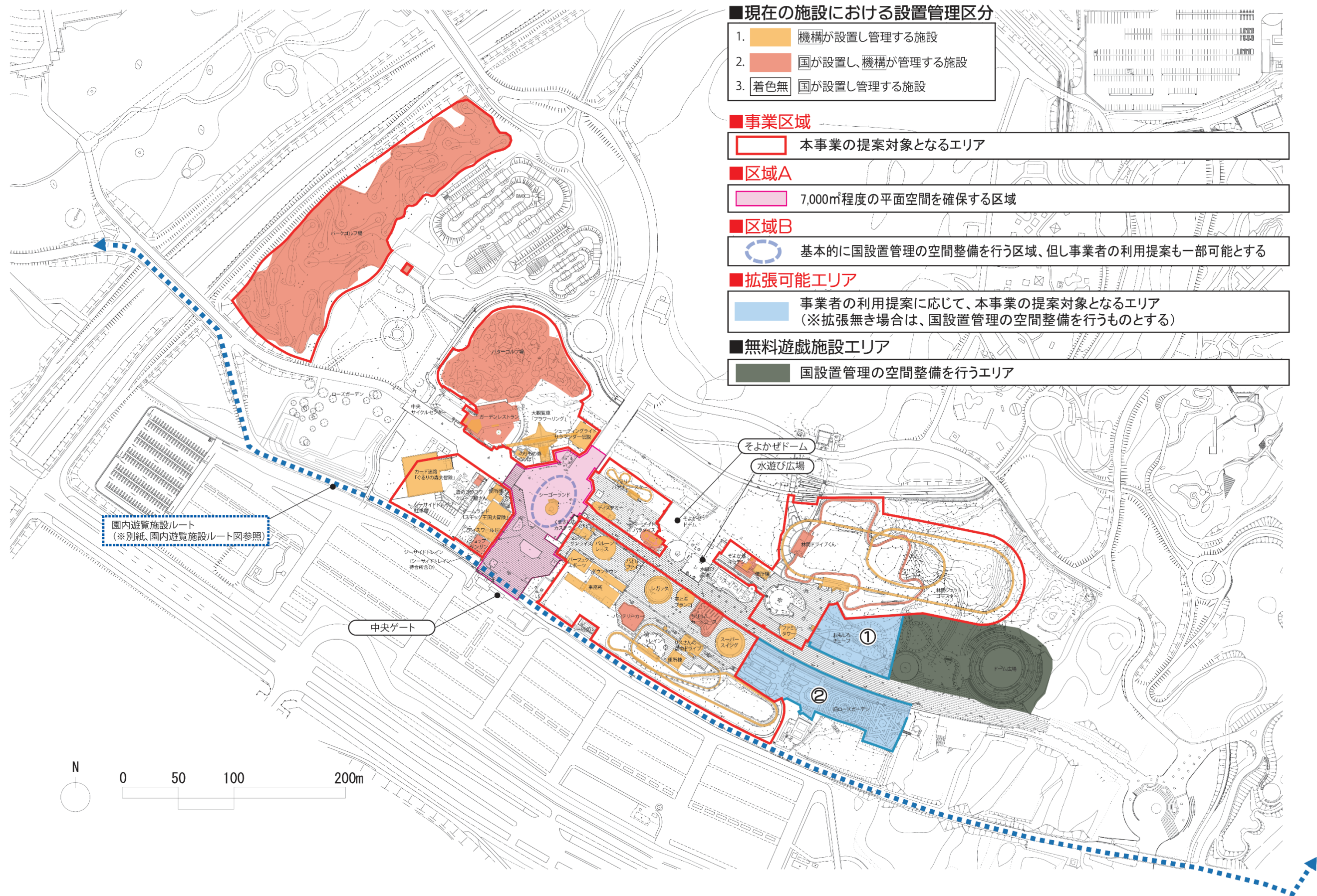
別紙2 上位・関連計画の一覧

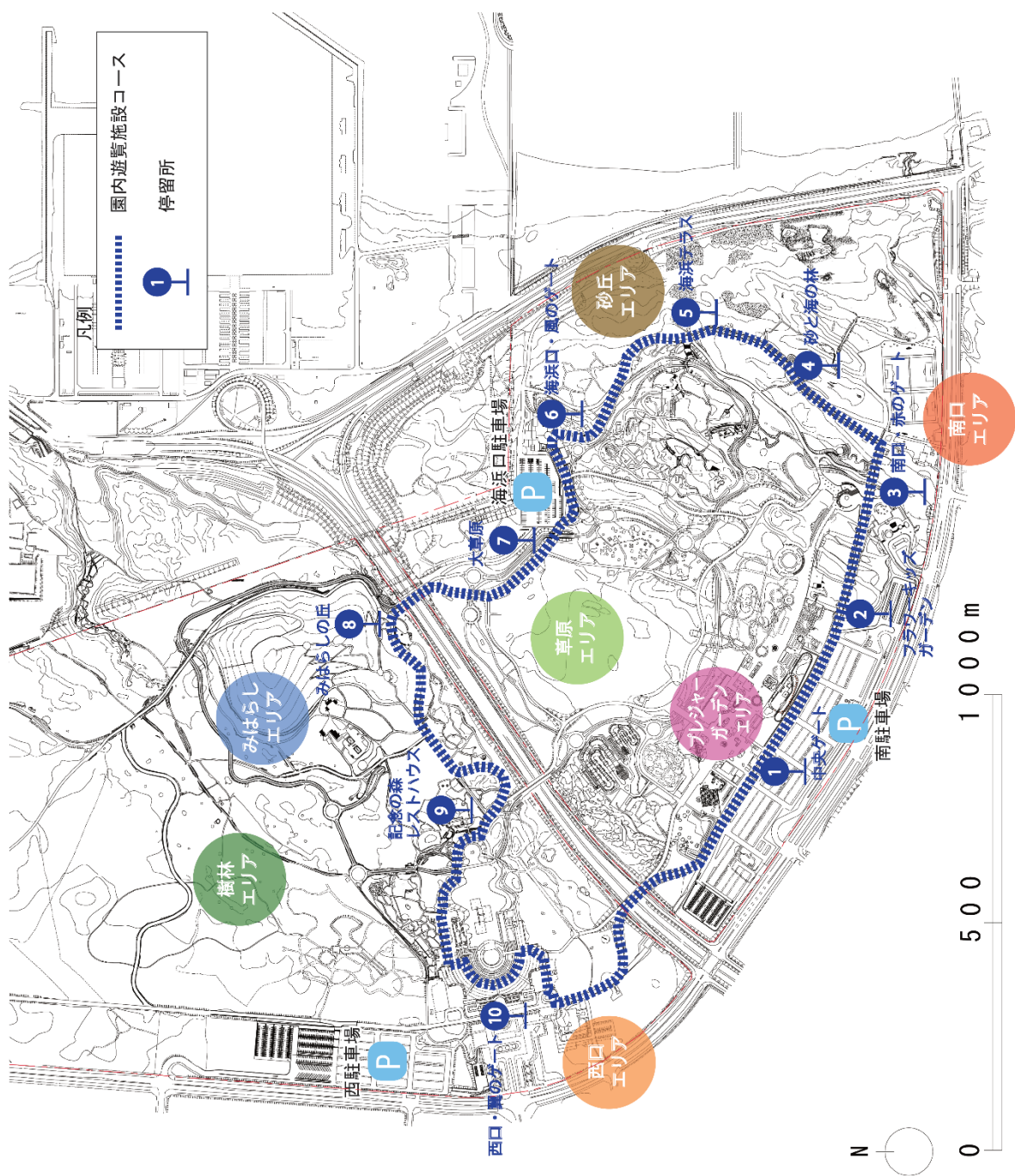
資料閲覧に関する手続きは、募集要項を参照すること。

・ S58 年 2 月	国営常陸海浜公園公園基本計画	【閲覧】
・ S59 年 9 月	展示施設計画調査報告書	
・ S60 年 3 月	国営常陸海浜公園カルチャーゾーン基本計画報告書,	
・ S60 年 9 月	国営常陸海浜公園万博記念広場詳細設計報告書,	
・ S61 年 3 月	国営常陸海浜公園セサミハウス・太陽のピラミッド基本計画報告書	
・ S61 年 3 月	プレジャー機能導入計画書調査業務委託 報告書	
・ S62 年 3 月	国営常陸海浜公園セサミハウス展示その他基本設計報告書	
・ S63 年 3 月	国営常陸海浜公園 プレジャーガーデン整備計画 報告書	【閲覧】
・ S63 年 3 月	国営常陸海浜公園セサミハウス造園・展示詳細設計報告書	
・ S63 年 3 月	国営常陸海浜公園科技博記念公園装置類実施設計 (その2)	
・ H1 年 3 月	国営常陸海浜公園プレジャーガーデン基本計画 概要書	【閲覧】
・ H2 年 3 月	国営常陸海浜公園プレジャーガーデン基本設計報告書	【閲覧】
・ H13 年 4 月	国営常陸海浜公園公園基本計画 (一次見直し)	【閲覧】
・ H24 年 1 月	国営常陸海浜公園公園基本計画 (二次見直し)	【★上位計画・閲覧】

※★本事業の実施において配慮すべき上位計画。その他は関連計画

別紙 3 事業区域図





園内遊覧施設のルート図

別紙4 測量図（データ配布：守秘義務）

事業区域図の CAD データを配布する。

守秘義務資料の配布に関する手続きは、募集要項を参照すること。

別紙5 既存施設の概要（閲覧資料）

既存施設の概要を閲覧資料として開示する。

別紙6 国有財産の貸付に関する面積表

No.	対象区域・施設	既存施設名称	土地面積	建物面積
1	運動施設	パークゴルフ	18,836 m ²	30 m ²
		パターゴルフ	8,385 m ²	37 m ²
2	飲食・物販施設	ガーデンレストラン	1,391 m ²	634 m ²
		そよかぜキッチン	400 m ²	133 m ²
		ショップサンサン	213 m ²	187 m ²
3	眺望施設	大観覧車	592 m ²	-
4	園内遊覧施設	シーサイドトレイン	-	-
5	事業区域(1～4を除く)	—	51,390 m ²	-
1～5	事業区域合計	—	81,207 m ²	1,021 m ²
6	拡張可能エリア①	—	3,387 m ²	-
7	拡張可能エリア②	—	5,950 m ²	-
6～7	拡張可能エリア合計	—	10,358 m ²	-
1～7	合計	—	90,544 m ²	1,021 m ²

別紙 7 国有財産台帳抜粋資料（閲覧資料）

対象施設の国有財産台帳を閲覧資料として開示する。

別紙8 施設平面図（データ配布：守秘義務）

対象施設の施設平面図を配布する。

別紙 9 建物詳細調査（データ配布：守秘義務）

国が実施した建物詳細調査の結果を配布する。

別紙１０ その他の国有財産に関する資料（ベンチ・ゴミ箱・サイン等）

本資料は、現時点での施設構成であり参考として示すものである。

固定式ベンチの概要

No.	種別	寸法	備考	基数
1	背なしベンチ	1800	金属足	3
2	背なしベンチ	1800	金属足	10
3	サークルベンチ	φ4000		2

※基数は、事業区域内の固定式ベンチの基数。

※固定式ベンチの位置については、別紙４「測量図」を参照すること。

移動式ベンチの概要

No.	種別	寸法	備考	基数(※2)
4	背付ベンチ	1200	木製	6
5	背付ベンチ	1800	木製	35
6	背付ベンチ	1800	鋳物足	22
7	野外卓	1500	木製	10
8	野外卓	1200	木製	2
9	野外卓	1800	木製	1
10	縁台	1500×1500×H300	木製	19
11	縁台	1500×1500×H400	木製	2
12	テーブルベンチセット	φ850	鋳物製（テーブル１・ベンチ４）	6
13	テーブルベンチセット	φ700	鋳物製（テーブル１・ベンチ４）	5

※基数は、プレジャーガーデンエリア内の移動式ベンチの基数。なお、国の使用状況によっては使用できないことがある。

固定式ゴミ箱の一覧

No.	種別	寸法	備考	基数
1	ゴミ箱	—	—	7

※基数は、事業区域内の固定式ゴミ箱の基数。

※固定式ゴミ箱の位置については、別紙４「測量図」を参照すること。

サインの概要

No.	施設名	材質	寸法
1	案内標識 (各施設:ファミリーパークゴルフ)	本体:木 表示面:プラスチック	支柱:H93×W13×D24 表示板:W96×H65×D3 表示面:W90×H61×D0.3 支柱+表示板:H108.5
2	誘導標識	本体:スチール 表示面:合成木材	本体:H163×φ29 表示板:H12×W60×D1.5
3	案内標識 (公園全体)	本体:スチール 表示面:プラスチック	本体:H ×W337×D50.5 表示板:H157×W255×D23
4	誘導標識	本体:スチール 表示面:木(合成木材)	本体:H163×φ29 表示板:H12×W60×D1.5
5	その他	—	—
6	シーサイドトレイン 案内標識	本体:スチール 表示面:スチール	本体:H197×W40×D5
7	注意標識	—	—
8	注意標識	—	—
9	誘導標識	本体:ステンレス 表示面:合成木材	本体:H173×φ29 表示板:H12×W60×D1.5(5 枚)
10	案内標識(公園全体)	本体:ステンレス 表示面:ステンレス	本体:H170×W90×D6.5 表示板:H90×W90×D6.5(2 枚)
11	記名標識	本体:スチール 表示面:スチール	本体:H185×W40×D6
12	注意標識	本体:スチール 表示面:スチール	本体:H210×φ25 表示面:H160×W50×D0.2
13	誘導標識	本体:スチール 表示面:合成木材	本体:H173×φ29 表示板:H12×W60×D1.5(5 枚)
14	その他	—	本体:H76×□14 表示板:H70×W130×D5 表示面:H56×W117×D?
15	誘導標識	本体:ステンレス 表示面:合成木材	本体:H182×φ29 表示板:H12×W60×D1.5(6 枚)

別紙１１ インフラの管理及び業務区分

■整備・維持管理

項目		細目	設置	機構・現事業者からの譲受対象	管理運営	備考
広場・休憩所・ベンチ・サイン等		舗装	国	—	事業者	
		休憩所	国	—	事業者	
		ベンチ	国・事業者	○	事業者	
		水飲み場	国	—	事業者	
		ゴミ箱	国・事業者	○	事業者	
		喫煙所	事業者	○	事業者	
		サイン(公園全体)	国	—	管理センター	
		サイン(プレジャーガーデン)	事業者	○	事業者	
授乳室			国・事業者	○	事業者	
植栽		事業区域外	国	—	管理センター	
		事業区域内	国	—	事業者	
設備	汚水排水・雨水排水	事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は樹に至る管	※別表を参照			
		第一マンホール又は樹以下下流				
	給水	量水器を含む事業区域内の施設側				
		上記より幹線側				
	電気	事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤				
		上記以外				
放送		全体	国	—	管理センター	
		事業区域内放送	事業者	○	事業者	
保安灯・通信(内線)			国	—	事業者	
自動販売機		事業区域外	管理センター	—	管理センター	
		事業区域内	事業者	—	事業者	
公衆電話(プレジャーガーデンエリアには設置なし)		管路・電線				対象なし
		機器				対象なし
清掃・ゴミ収集		事業区域内	—	—	事業者	
		事業区域外	—	—	管理センター	
		イベント時	事業者・管理センターの個別協議			
トイレ	維持管理		国 事業者改修	—	事業者※1	
	清掃・備品		—	—	事業者	

※1: 修繕は、管理センターが実施する。

■運営

項目	細目	設置	(譲受対象)	管理運営	備考
事業区域内放送 (事業区域内放送システムの整備)	BGM・案内・業務放送等	国・事業者	—	事業者・管理センター	
警報	遊戯施設の漏電・故障などの異常	事業者	—	事業者	
	トイレの身障者用の緊急警報	国	—	管理センター	
迷子の保護	迷子の引率・保護、迷子放送	—	—	事業者・管理センター	
救急	日射病・貧血・擦り傷など軽傷への対応	—	—	事業者・管理センター	
指導・案内	危険な行為・マナーに反する行為への注意、施設や利用の案内など	—	—	事業者・管理センター	
広告・宣伝	駅などへのポスター掲示、テレビなどメディアへの宣伝等	—	—	事業者	
物品販売など		—	—	事業者	

■別表：設備の整備維持管理に関する業務区分

細目		既存施設		事業者事由の改修	
		設置	管理	設置	管理
汚水排水・雨水排水	事業区域内の施設～施設外第一マンホール又は枳に至る管	国・事業者	事業者	事業者	事業者
	第一マンホール又は枳以下下流	国	管理センター	事業者	管理センター
給水	量水器又は止水弁を含む事業区域内の施設側	国・事業者	事業者※1	事業者	事業者
	上記より幹線側	国	管理センター	事業者	管理センター
電気※2	事業区域内の施設～施設外第一ハンドホールまでの配管、及び各施設の分電盤	国・事業者	事業者	事業者	事業者
	上記以外	国	管理センター	事業者	管理センター

※1：ファミリーパークゴルフ及びパターゴルフ場については、井水管は国管理とし、散水栓を事業者管理とする。

※2：国有財産に接続するケーブルは国管理、事業者が所有する施設に接続するケーブルは事業者管理とする。

なお、ケーブルが主要園路等の事業区域外を横断する場合は、都市公園法第5条に基づく設置管理許可を得ること。

また、受変電設備の新設等を伴う改修を行う場合は、管理区分について国と協議すること。

別紙１２ 既存インフラ施設調査報告書（守秘義務：データ配布）

国が実施した既存インフラ施設調査の結果を配布する。

別紙 13 開園時間の変更実績

平成 26 年度

エリア	期間	変更理由	開園時間
全エリア	4 月 29 日 ～ 5 月 6 日	フラワリング (ネモフィラ早朝開園)	7:30 ～ 17:00
西口ゲート～ みはらしエリア	8 月 4 日 ～ 8 月 7 日 8 月 13 日 ～ 8 月 17 日	コキアと古民家周辺の ライトアップ	9:30 ～ 21:00
水のステージ付近	8 月 7 日	ひたちなか市 こども 未来・夢 プロジェクト	9:30 ～ 21:00
全エリア	8 月 2 日 ～ 8 月 3 日 8 月 9 日 ～ 8 月 10 日	ROCK IN JAPAN 開催	9:30 ～ 23:30

平成 27 年度

エリア	期間	変更理由	開園時間
全エリア	4 月 29 日 ～ 5 月 8 日	フラワリング (ネモフィラ早朝開園)	7:30 ～ 17:00
西口ゲート付近 及び沢田湧水地 周辺	6 月 20 日	ホテル観察会	9:30 ～ 20:30
全エリア	8 月 1 日 ～ 8 月 2 日 8 月 8 日 ～ 8 月 9 日	ROCK IN JAPAN 開催	9:30 ～ 23:30
西口ゲート～ みはらしエリア	8 月 14 日 ～ 8 月 23 日	コキアと古民家周辺の ライトアップ	9:30 ～ 21:00

平成 28 年度

エリア	期間	変更理由	開園時間
全エリア	4 月 29 日 ～ 5 月 8 日	フラワリング (ネモフィラ早朝開園)	7:30 ～ 17:00
全エリア	8 月 6 日 ～ 8 月 7 日 8 月 13 日 ～ 8 月 14 日	ROCK IN JAPAN 開催	9:30 ～ 23:30
西口ゲート～ みはらしエリア	8 月 19 日 ～ 8 月 28 日	コキアと古民家周辺の ライトアップ	9:30 ～ 21:00
全エリア	9 月 20 日 と 9 月 26 日	コキア (休園→開園)	9:30 ～ 17:00
多目的広場	12 月 24 日 ～ 12 月 25 日	サッカー大会	8:30 ～ 16:30

別紙 14 イベント等に伴う一部施設の休業実績

平成 26 年度

対象施設	期間	変更理由
パークゴルフ 花ちゃんコース	7 月 23 日 ～ 8 月 12 日	ROCK IN JAPAN 開催 (準備片付け期間含む)
パークゴルフ 海くんコース	8 月 2 日 ～ 8 月 3 日 8 月 9 日 ～ 8 月 10 日	ROCK IN JAPAN 開催 (開催日のみ)

平成 27 年度

対象施設	期間	変更理由
パークゴルフ 花ちゃんコース	7 月 22 日 ～ 8 月 14 日	ROCK IN JAPAN 開催 (準備片付け期間含む)
パークゴルフ 海くんコース	8 月 1 日 ～ 8 月 2 日 8 月 8 日 ～ 8 月 9 日	ROCK IN JAPAN 開催 (開催日のみ)

平成 28 年度

対象施設	期間	変更理由
パークゴルフ 花ちゃんコース	7 月 29 日 ～ 8 月 16 日	ROCK IN JAPAN 開催 (準備片付け期間含む)
パークゴルフ 海くんコース	8 月 6 日 ～ 8 月 7 日 8 月 13 日 ～ 8 月 14 日	ROCK IN JAPAN 開催 (開催日のみ)

別紙 15 植栽管理の個別要求水準

1) 芝生管理

- 以下に示す管理水準を満たす芝生管理を行う。

ランク	A	B	C
管理目標	スポーツ・レクリエーション施設であり、利用率が高く、また芝生の美しさが重要な景観構成要素となっている芝生地	スポーツ・レクリエーション施設周辺や主要な広場にあり、A ランクに次いで、動的使用が多く、修景性が高い芝生地	ゲートや、利用が多い主要施設周辺にあり、修景性が高く、芝生の美しさが重要な景観構成要素となっている芝生地
管理水準			
芝刈高	2～3cm 程度	3～5cm 程度	3～5cm 程度
芝高	7cm 以下	7cm 以下	7cm 以下
雑草混入	混入なし	一部混入容認	一部混入容認
芝葉密生度	高い	高い	高いが一部空隙あり
仕様			
芝刈回数	4回／年以上	4回／年以上	4回以上
除草回数	3 回／年	0 回／年	0 回／年
エアレーション	土壌硬度が高い場合 (1～2 回／年)	土壌硬度が高い場合 (1～2 回／年)	土壌硬度が高い場合 (0～1 回／年)
目土	0～1 回／年	0～1 回／年	0 回／年
施肥	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて
対象地	パークゴルフ場等	パークゴルフ場周辺等	観覧車周辺等

ランク	D	E	F
管理目標	利用が多い主要施設周辺にあり、A～C ランクに次いで利用性があり、また修景性を求める芝生地	緩衝的要素となっている芝生地	緑を保持することが目的の芝生地
管理水準			
芝刈高	5～10cm 程度	5～10cm 程度	5～10cm 程度
芝高	10cm 以下	10cm 以下	10cm 以下
雑草混入	一部混入容認	一部混入容認	混入容認
芝葉密生度	低く空隙あり	低い	低い
仕様			
芝刈回数	4回／年以上	4回／年以上	3 回／年以上
除草回数	0 回／年	0 回／年	0 回／年

エアレーション	土壌硬度が高い場合 (0～1回／年)	行わない	行わない
目土	0～1回／年	0～1回／年	0回／年
施肥	必要に応じて	必要に応じて	行わない
対象地	プレジャーガーデンエリア全般	園路際等	管理用園路沿い等

＊芝刈工以外の工種については、必要に応じて事業者が判断し、適宜行う。

2) 芝刈工（肩掛式、ハンドガイド式、ロータリーモア）

- 芝生地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。
- 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈むら刈残しのないよう均一に刈込む。
- 刈込み高は管理水準を目安とするが、大幅に変更する場合は、国と協議する。
- 縁切りは、寄せ植え、施設等にほふく茎が侵入しないよう、寄植類にあたっては、樹冠の垂直投影線より 10 c m 程度外側で垂直に切り込み、せん除する。
- 幹線園路の両側路肩は、片側 1.5m 幅で刈取る。
- 刈り取った芝は、国の指定する場所に敷き均し・花畑の土壌改良材・堆肥防草用等への活用を実施するとともに、刈り跡はきれいに清掃する。
- 芝刈り回数及び頻度については、芝草の生育状況を確認した上で適切かつ効率的な数量を設定し、作業にあたる。

3) 芝生病害防除工（薬剤散布）

- 薬剤散布は、薬剤の効果、周辺環境への影響に十分配慮し、適切な天候条件、使用日時、服装により行う。なお、開園時間内には実施しない。
- 病虫害が発生した場合には、誘殺等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法等を遵守し、最小限の区域における農薬散布に留める。
- 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合は、速やかに国の承諾を得て、適切な処置を講ずること。
- 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について記録すること。

4) 芝生地除草工（人力除草）

- 芝生をいためないよう、除草器具等を用いて人力にて根より丁寧に抜き取る。
- 抜き取った雑草は、国の指示する場所に運搬・堆積するとともに、刈跡はきれいに清掃する。
- 除根後に穴を生じた場合は、必要に応じて目土（目砂）の充填を行う。

5) 芝生施肥工（人力散布、機械散布）

- 過去の実績を踏まえ、事業者が適切と判断した所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。
- 施肥を行う場合は、原則として降雨直後等で葉面がぬれているときは行わない。
- 施肥の時期及び回数については、芝草の生育状況を確認すると共に、芝生の利用状況予測を考慮して適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたる。

6) 芝生目土掛工

- 目土は植物の根や、ガレキ等の混入がなく必要に応じて、ふるい分けした目土用土又は砂材を用いる。土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、過去の実績を踏まえ、事業者が適切と判断した混入率となるよう入念に混合する。
- 目土は、過去の実績を踏まえ、事業者が適切と判断した量をとんぼ等を用いて、むらなく均一に敷きならし、十分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は不陸整正を勘案しながら行う。
- 芝草の生育適期を選んで施工し、合わせて芝草の生育促進、芝生地表面の不陸整正の効果を最大限に発揮できるよう施工する。

7) 芝生エアレーション工

- 芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具または機械により土壌が膨軟となるよう効果的に行う。
- 施工区域の設定、穴及びカッティングの深さ、間隔等は事業者の判断による。
- 芝地内にある石、空き缶等の障害物は、あらかじめ取り除く。

8) 芝切工

- 芝の更新をうながすため、ほふく茎や根などを切断するとともに、茎葉の間の枯葉、枯茎（サッチ）を除去する。
- 発生した枯葉、枯茎等はすみやかに処理する。

9) 芝生灌水工

- 既存の灌水設備を使用して、過去の実績を踏まえ、事業者が適切と判断した所定の灌水量を芝生全面に行きわたるよう、均一に散水する。
- 芝草の生育状況を確認したうえで、適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたる。
- 施工の際は、入園者等に細心の注意をはらうと同時に主要部分は開園時間外に対応する。

10) 芝生補植工

- 芝の植付け箇所は必要に応じて良質土を投入し、不陸整正を行う。
- 張替え箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ 15cm 程度まで床土を交換又は耕耘したうえ、沈下防止のためよく転圧し、表面排水できるよう不陸整正を行う。
- 張芝は、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧し、目土を施し、必要に応じて適宜施肥、灌水する。

11) 芝生雑工

- 芝生雑工（軽作業員）については事業者の判断する作業（芝生地巡回、灌水補助、施肥散布補助、芝生保護材設置等）を実施する。
- 芝生雑工（普通作業員）については事業者の判断する作業（芝生地巡回、部分的な養生、芝生保護材設置等）を実施する。

12) 中低木管理

- 以下に示す管理水準を満たす中低木管理を行う。

ランク	A	B	C
管理目標	樹形による修景性を高め、景観構成要素となっている低木	花による修景性を高め、景観構成要素となっている花木	A ランクに次いで、樹形による修景性を高め、景観構成要素となっている低木(トピアリー)
管理水準			
整形	個々の自然樹形を常に維持	花を觀賞するための自然樹形を常に維持	目指す樹形に整形し状態を維持
生育状態	特に良好	良好	良好
雑草の繁茂	なし	一部容認	一部容認
仕様			
刈込回数	0 回／年以上	1～2 回／年程度	1～2 回／年程度
剪定回数	2 回／年程度	0～1 回／年程度	0～1 回／年程度
除草回数	6～7 回／年程度	1～2 回／年程度	1～2 回／年程度
施肥回数	3～4 回／年程度	1～2 回／年程度	1～2 回／年程度
対象樹種	バラ	アジサイ、クチナシ、コデマリ、シモツケ、ハマナス、カンツバキ等	イヌツゲ等

ランク	D	E	F
管理目標	A ランクに次いで、花の觀賞を主目的とする低木	通行制止・遮蔽・境界を目的とする低木	土壌保護を主目的とする低木
管理水準			
整形	強刈込により樹形を維持	雑草に覆われない程度を維持	整形しない
生育状態	良好	枯れない程度 (樹勢が悪い場合は施肥)	枯れない程度 (施肥は行わない)
雑草の繁茂	一部繁茂を容認	一部繁茂を容認	大部分を覆われない程度であれば容認
仕様			
刈込回数	1～2 回／年程度	0～1 回／年程度	0～1 回／年程度
剪定回数	0 回／年	0 回／年	0 回／年
除草回数	0～1 回／年程度	0～1 回／年程度	0 回／年
施肥回数	0～1 回／年程度	0～1 回／年程度	0 回／年

対象樹種	アベリア、ジンチョウゲ、ハコネウツギ、ヒペリカム・カリシナム、タニウツギ、ヤナシログミ、ヤマブキ、レンギョウ等	サツキツツジ、オオムラサキツツジ、ボックスウッド、ドウダンツツジ、ハマヒサカキ、ウバメガシ等	低雑木
------	---	--	-----

* 剪定・刈込以外の工種については、必要に応じて事業者が判断し、適宜行う。

1 3) 中低木刈込工（寄植剪定）

- 樹種毎の特性に応じ、主に刈り込み機械（ヘッジトリマー等）を用いた刈り込み作業を行うこと。
- 各樹種の生育状態に応じ、刈地原型を十分考慮しつつ剪定する。
- 刈り取った枝葉が樹冠内等に残らないよう速やかに処理するとともに、寄植の周辺をきれいに清掃すること。
- 花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と養生位置に注意する。
- 数年の期間において刈込みを実施する場合は、第1回の刈込みの際に一度に刈込まず、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。
- 刈り取った枝葉は収集し、国の指示する場所に運搬・堆積するとともに、枝葉が樹冠内に残ないようにきれいに取り去り、刈込んだ樹木、寄植等の周辺はきれいに清掃する。

1 4) ハギ刈込工

- 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈残しのないように刈り取る。
- 刈りくずは、収集し、国の指示する箇所に運搬・堆積する。

1 5) 中低木除草工

- 既存植物をいためないよう肩掛け式草刈り機などを用いて刈り取る。
- その他は抜根除草に準ずる。

1 6) 中低木施肥工（人力散布）

ア 一般事項

- 過去の実績を踏まえ、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じてもっとも効果が期待できるよう、施肥量について事業者が判断して行う。
- 溝及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意する。

イ 寄植施肥

- 1. 芝生管理 4) 芝生施肥工に準じて行う。

1 7) 中低木病虫害防除工

ア 剪定防除

- アメリカシロヒトリ、チャドクガ等の幼令期に枝葉に集団で生活している虫の場合は、この部分の枝葉を幼虫が落下しないよう注意深く切り取り、国の指定する場所に集め、速やかに焼却処分あるいは土中に埋める。
- 剪定方法は、中低木剪定工に準ずる。

イ 薬剤散布

- 芝生管理の芝生病虫害防除工に準じて行う。

18) 中低木灌木工

- 芝生管理工の灌木工に準じて実施する。

19) 中低木補植工

- 樹高 300cm 未満の樹木を対象とする。
- 補植は、隣接樹木の枝葉根部を損傷しないよう注意して、なじみよく原状に復する。
- 植栽を実施するにあたり、土壌改良材を投入する場合は、埋め戻し土壌とよく攪拌して混入する。
- 補植後は、十分に灌水し、根元周辺を整正する。

20) 中低木雑工

- 低木雑工（軽作業員）については業務責任者の判断する作業（中低木地巡回、害虫の捕殺駆除作業、低木地落葉除去等）を実施する。
- 低木雑工（普通作業員）については業務責任者の判断する作業（中低木地巡回、枯損木及び支障枝撤去、チップ敷均し、ササ伐根等）を実施する。

21) 高木管理

- 以下に示す管理水準を満たす高木管理を行う。

ランク	A	B	C
管理目標	花やその樹形を公園利用者に见せる役割を持ち、景観構成要素となっている高木	園路や広場、敷地の境界、遮蔽、防火帯となる植栽としての役割を持つ高木	既存林に近い高木
	鑑賞	鑑賞、緑陰、防災、遮へい	緑陰
管理水準	抑制管理を中心とし、個々の樹木に適した樹形を常に維持するためのきめ細かい管理を実施。 花木においては花付きがとくに良好な状態を保つ。	自然成長を前提としつつ、障害除去を行う程度の保護管理を実施	原則として剪定せず自然樹形
対象地	プレジャーガーデン、中央口広場等 松等	駐車場付近等	A、B ランクの対象木以外

* 高木管理については、必要に応じて事業者が判断し、適宜行う。

22) 高木剪定工

ア 一般事項

- 樹形の骨格づくり、樹形の整形、混み過ぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として、枝おろし、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、

枝うち、枝かき等の剪定方法を、樹種、形状及び選定の種類に応じてもっとも適切な方法により行う。

- 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要がある場合を除き、自然形に仕立てる。
- 剪定に当たっては、下枝の枯死を防ぐために原則として上方を強く、下方は弱く、また、南側等の樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定する。
- 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は原則として行わない。
- 花木等は花芽の分化時期と養生位置に注意して剪定する。
- 剪定した枝葉は収集し、国の指示する場所に運搬・堆積するとともに、樹木周辺をきれいに清掃する。
- 剪定にあたっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。
- 公園の景観維持及び樹木の生態等に支障があり、剪定だけでなく間伐の必要が生じた場合には、国に報告する。
- サイクリングロードや園路沿い等の公園利用者の動線上の高木については、支障枝・枯枝等を適切に除去し、落ち枝等によるけがなどないよう努める。
- 国の指示する景観上重要な樹木については、樹形の維持及び眺望の確保に努める。

イ 弱剪定

- 弱剪定とは枯枝、平行枝、徒長枝等樹木の生育上好ましくないものを樹木本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ切除することをいう。
- 主として剪定すべき枝は、1) 枯枝、2) 成長の止まった弱小の枝、3) 著しく病害虫におかされている枝、4) 通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝、5) 折損によって危険をきたす恐れのある枝、6) 樹冠、樹形及び生育上不必要な枝。
- 病害虫枝、障害枝は全体の樹形を考慮しつつ剪定する。
- 枝、弱小枝等はその枝の付け根から少し距離をおいて切りとる。
- 園路沿い等の並木については特に高さ、葉張り、下枝高さ等の樹形の統一を図りつつ剪定する。

ウ 強剪定

- 強剪定とは弱選定に加えて、樹形の整姿を目的として主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うことをいう。
- 芯は原則として止めない。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てる。
- 古枝の先端部が大きなこぶとなっているもの、また割れ、腐れ等がある場合は、古枝の途中に良い方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝と切返す。

23) ヤゴ取り工

- ヤゴ取りは、やご（ひこばえ）、幹ぶき（胴ぶき）を剪定鋏、鋸等で剪定する。

24) 高木施肥工

- 過去の実績を踏まえ、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じてもっとも効果が期待できるよう、施肥量について業務責任者が判断して行う。

- 輪肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ 20 c m程度の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。溝掘りの際、とくに支根を傷めぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘る。
- 車肥：樹木主幹から車輪の輻のように放射線状にみぞを掘る。溝は外側に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ深く掘り、溝底に肥料を平均に敷き込み覆土する。溝の深さは 15 ～20cm 程度、長さは葉張りの 3 分の 1 程度とし、溝の中心部分が葉張り外周線の下にくるように掘る。
- 壺肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは 20cm 程度とする。
- 移植後 1 年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、葉張り外周線の不明の樹木については、溝及び穴の中心線が樹幹中心より根元直径の 5 倍にくるように掘る。

2 5) 高木病虫害防除工

ア 病虫害防除工（薬剤散布）

- マツ枯れ被害対策として、芝生管理の芝生病虫害防除工に準じて実施する。

イ 病虫害防除工（薬剤投与）

- 薬剤投与は、マツ類のマツノザイセンチュウ等の予防のために行うものであり、対象樹木は主として景観的に重要なマツ類とし、まとめて国に協議の上決定する。
- 対象樹木にマーキングを行い、薬剤を投与する。
- 樹幹注入作業は、公園利用者の安全のために支障のない日時に行う。
- 薬剤の注入穴は、薬剤に合った穴をあけ、薬もれ、脱落等がないよう注意する。
- 投与後は速やかに容器を回収し、関係法令に基づき、適正に処理すること。また、注入穴はコルク、癒合剤等で埋める。
- 使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した薬剤の種類又は名称並びに使用量又は希釈倍率について記録する。

2 6) 高木巡回工

- 高木巡回工（軽作業員・普通作業員）にて、工区内全般の巡視・点検やその他事業者の判断する管理作業を行う。

2 7) 高木雑工

- 高木雑工（軽作業員）については事業者の判断する作業（倒木復旧作業、樹勢回復作業等）を実施する。
- 高木雑工（普通作業員）については事業者の判断する高度な造園知識・技術を必要とする作業（樹勢回復作業〔状態の調査を伴うもの〕、高所作業、等）を実施する。
- ソテツ防寒は、防寒対策として冬囲いを行う。

28) 林地管理

- 以下に示す管理水準を満たす林地管理を行う。

区分	保健休養 ・レクリエーション林	防風林
管理目標	公園利用者の休養、レクリエーションに供する林地	防風、防潮、防砂等の緩衝的な機能を有する林地
管理水準	自然生育を原則とし、公園利用者の安全を確保するため、支障木・枯損木を処理。必要に応じて枝払い、間伐等を実施。後継樹を育てるための捕植、実生の保護等を必要に応じて行う。	樹林地全体としての管理を重視し、松枯れの被害を拡大させないため、必要に応じて間伐を実施。
	自然樹形を原則とする。	
下草高	10cm 以下。ただし場所により繁茂を容認	繁茂容認
対象地	広場等	プレジャーガーデンエリア

＊下草刈りについては、上記を標準に状況により事業者が判断し、適宜行う。

29) 林地病虫害防除工

- 高木管理工の高木病虫害防除工に準じる。

30) 林地枯損木処分工

- 事業区域内の景観維持や、倒木等による不測の事態から公園利用者に対する安全を確保するため、常に事業区域内を観察し、枯損木を発見した場合には国と協議し、対象木を決定する。
- 幹周を計測した後に、チェーンソーにて伐採を行う。
- 伐採した樹木の幹及び枝葉については、国の指示する箇所に運搬・堆積する。

31) 林地巡回工

- 林地巡回工（軽作業員・普通作業員）については、事業区域内林地全般の巡視・点検やその他事業者の判断する管理作業を行う。

32) 林地雑工

- 林地雑工（軽作業員）については事業者の判断する作業（園外支障木処理、枯枝除去等）を実施する。
- 林地雑工（普通作業員）については事業者の判断する高度な造園知識・技術を必要とする作業（樹勢回復作業〔状態の調査を伴うもの〕、高所作業等）を実施する。

33) 草地管理

- 以下に示す管理水準を満たす樹林地管理を行う。

管理水準		
刈高	5～10cm	
標準実施回数(単位:回／年)		
刈込回数	2 回以上	1 回
対象地	ガーデンレストラン等利用頻度が高い園路	事務所周辺、利用頻度が低い園路沿い、サイクリングロード沿い、法面等

* 上記を標準に状況により事業者が判断し、適宜刈込を行う。

34) 草地除草工（肩掛式、ハンドガイド式）

- 国が指定する草地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。
- 国が指定する草地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈むら刈残しのないよう均一に刈込む。
- 刈込み高は管理水準を目安とするが、大幅に変更する場合は、国と協議する。
- 縁切りは、寄せ植え、施設等にほふく茎が侵入しないよう、寄植類にあたっては、樹冠の垂直投影線より 10 c m 程度外側で垂直に切り込み、せん除する。
- 芝刈り回数及び頻度については、芝草の生育状況を確認した上で適切かつ効率的な数量を設定し、作業にあたる。
- 「貴重種」に記載した草花類は刈り取らないよう注意して施工する。

35) 特殊管理

- 特殊堆肥工（チップ化等）について適用する。
- 特殊堆肥工は、植物管理で発生する枝葉や刈り草等を植栽地の土壌改良や公園内で再利用に使用できる品質を確保する。
- 以下に示す管理水準を満たす特殊管理を行う。

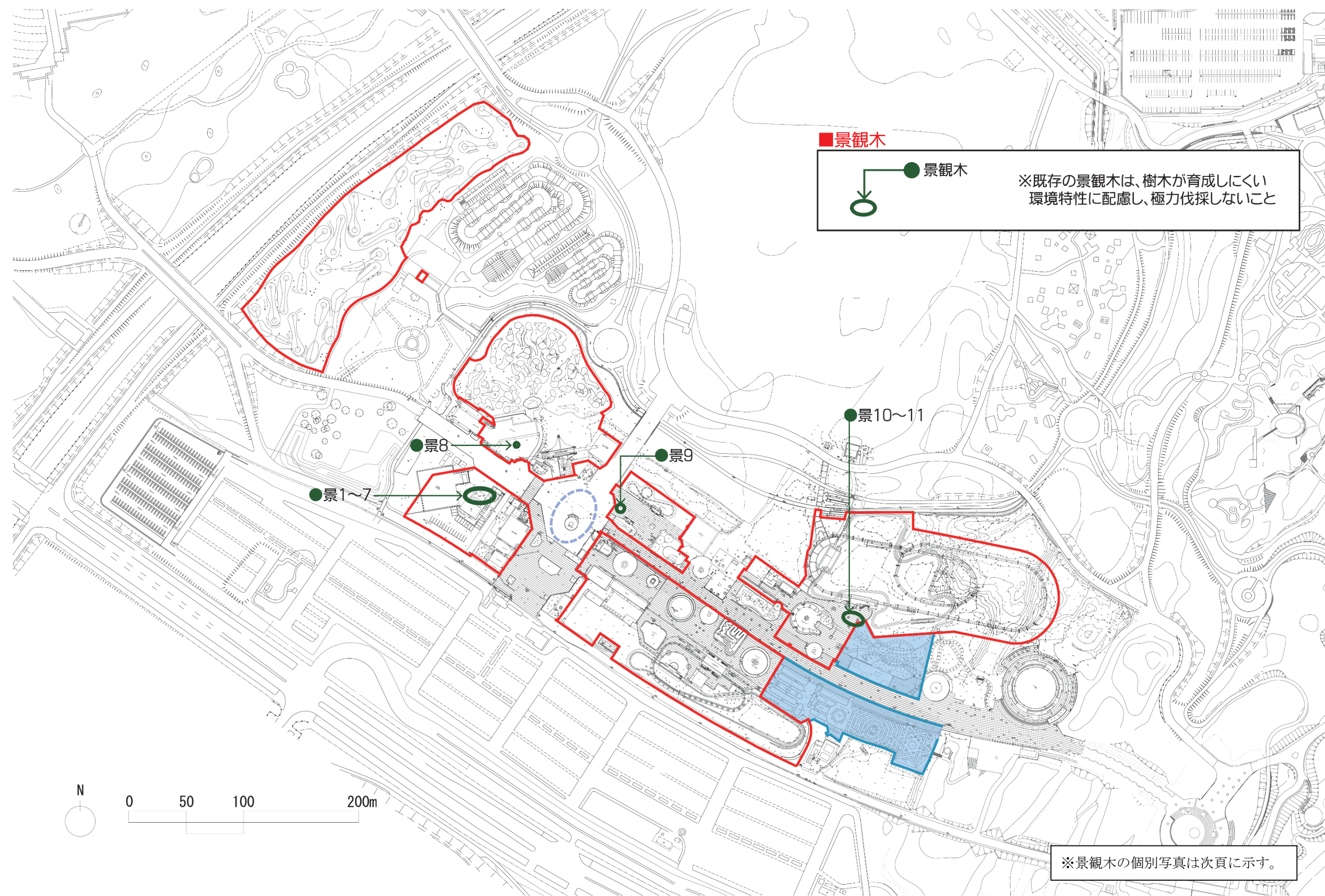
工種	管理目標	管理水準	内容
チップ化等	植物管理で発生する間伐材等で作成され、植栽地のマルチング材、園路、遊び場のクッション材、堆肥化の原材料等に利用できる資材等	安全に公園内利用できる品質を確保する。	—

36) リサイクル工

- 園内で発生した植物性発生材については、国との協議の上、事業者負担によりリサイクルを行った後、園内への再利用（堆肥利用・チップ利用）を許可するものとする。
- チップ利用の際は、植栽地のマルチング材、園路、遊び場のクッション材、堆肥化の原材料として使用するために行うものとし、粒度や形状等の品質基準や使用目的、使用機械、チップ化を実施する場所等については、国に協議した上で決定する。
- 植物発生材の一時保管場所の設定及び運搬については、国と協議の上決定するものとする。なお一時保管場所は来園者利用の妨げや景観阻害にならない場所において設定し、

常に整理整頓を保つこと。また一時保管の際の事故においては事業者の責任とし、火災等により周辺被害が発生した場合も事業者負担により現状復旧を行うこと。

別紙 1 6 景観木の指定図



景1～7	アカマツ	景8	ケヤキ
			
景9	ヤマモモ	景10～11	ケヤキ
			

別紙１７ 案内・サインに関するガイドライン（守秘義務：データ配布）

国が作成した案内・サインに関するガイドラインを配布する。

参考資料1 現在の有料施設の財産区分と機能区分

ケース	財産区分			機能区分				合計
	国	UR都市機構		遊戯施設	運動施設	便益施設 （飲食・物販）	管理施設	
		うち UR都市機 構	うち テナント					
①	◎							0
②	◎		◎	3	2	4		9
③	◎	◎	◎	1				1
④		◎		1				1
⑤		◎	◎	3				3
⑥			◎	17		3	4	24
合計				25	2	7	4	38

H28.4.1 現在

参考資料2 園内遊覧施設の運行実績

平成 28 年度シーサイドトレイン基本編成表（平成 28 年 3 月 16 日～平成 29 年 3 月 15 日）

期間	日数	曜日	編成車両
3 月 16 日 ～ 3 月 31 日	16 日間	平日	3 両
		土・日・祝	4 両
4 月 1 日 ～ 4 月 15 日	15 日間	平日・土・日・祝	4 両
4 月 16 日 ～ 4 月 25 日	10 日間	平日・土・日・祝	5 両
4 月 29 日 ～ 5 月 8 日 (ゴールデンウィーク)	10 日間	平日	9 両
		土・日・祝	10 両
5 月 9 日 ～ 6 月 1 日	24 日間	平日	6 両
		土・日・祝	6 両
6 月 2 日 ～ 6 月 15 日	14 日間	平日・土・日・祝	4 両
6 月 16 日 ～ 6 月 30 日	15 日間	平日・土・日・祝	4 両
7 月 1 日 ～ 7 月 19 日 (夏休み)	19 日間	平日	4 両
		土・日・祝	4 両
7 月 20 日 ～ 8 月 31 日	43 日間	平日	4 両
		土・日・祝・盆	5 両
9 月 1 日 ～ 9 月 15 日	15 日間	平日・土・日・祝	4 両
9 月 16 日 ～ 9 月 30 日	15 日間	平日・土・日・祝	7 両
10 月 1 日 ～ 11 月 3 日	34 日間	平日	8 両
		土・日・祝	8 両
11 月 4 日 ～ 11 月 16 日	13 日間	平日	4 両
		土・日・祝	4 両
11 月 17 日 ～ 3 月 15 日	119 日間	平日	2 両
		土・日・祝	3 両

※その他、平日に団体便が 2 両運行（要予約）

参考資料3 平成 26 年度～平成 28 年度入園者数調書(データ配布:守秘義務)

平成 26 年度から平成 28 年度の入園者数調書のエクセルデータを配布する。

参考資料4 平成 26 年度～平成 28 年度イベント一覧

平成 26 年度から平成 28 年度のイベント一覧を示す。
別途、公開するファイルを参照すること。

参考資料5 臨時売店の出店状況(データ配布:守秘義務)

平成 28 年度の臨時売店の出店状況を配布する。

参考資料6 平成 26 年度国営ひたち海浜公園利用者満足度調査外業務報告書(閲覧資料)

国が実施した国営ひたち海浜公園利用者満足度調査の結果を閲覧資料として開示する。

参考資料7 平成 26 年度国営常陸海浜公園長寿命化計画策定業務報告書(閲覧資料)

国が策定した国営常陸海浜公園長寿命化計画の結果を閲覧資料として開示する。